



2019年2月7日

各 位

会 社 名 F C M株式会社
代表者名 代表取締役社長 川森 晋治
(コード番号 5758)
問合せ先責任者 取締役管理部長 丸山 仁
(TEL 06-6975-1324)

株式会社アスパラントグループSPC5号による当社株式に係る株式売渡請求を行うこと の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社(以下「アスパラントグループ」といいます。)により、2016年6月29日に組成された投資事業有限責任組合であるAG2号投資事業有限責任組合がその発行済株式の全てを所有する株式会社アスパラントグループSPC5号(以下「アスパラントグループSPC5号」又は「特別支配株主」といいます。)は、2018年11月2日を公開買付けの買付け等の期間の初日とする当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「第一回公開買付け」といいます。)及び2018年12月12日を公開買付けの買付け等の期間の初日とする当社株式に対する公開買付け(以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本両公開買付け」といいます。)を行い、その結果、2019年2月6日をもって、当社株式1,592,039株(株式所有割合(注)93.45%)を所有するに至り、当社の会社法(2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定める特別支配株主となっております。

当社は、2019年2月6日付で、アスパラントグループSPC5号より、同社が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、2018年12月11日に当社が公表した「株式会社アスパラントグループSPC5号による当社株式に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3.第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することによりアスパラントグループSPC5号の完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(当社及びアスパラントグループSPC5号を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式の全部(以下「本売渡株式」といいます。)をアスパラントグループSPC5号に売り渡すことの請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)を行う旨の通知を受領いたしました。これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本株式売渡

請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年3月6日まで整理銘柄に指定された後、2019年3月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所が開設するJASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）「株式所有割合」とは、当社が2019年2月5日に提出した第71期第3四半期報告書に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数1,704,267株から、当社が2019年2月5日に公表した2019年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された2018年12月31日現在の当社が所有する自己株式（596株）を控除した株式数（1,703,671株）に占める割合（小数点以下第三位は四捨五入しております。以下、特段の記載がない限り、同じとします。）をいいます。以下同じです。

記

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

名称	株式会社アスパラントグループ SPC 5 号
所在地	東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号
代表者の役職・氏名	中村 彰利
事業内容	アスパラントグループ SPC 5 号は当社株式の全てを取得、所有、当社の事業を支配及び管理することを主たる事業としております。
資本金	1,000 円
設立年月日	2018 年 10 月 9 日
大株主及び持株比率	AG 2 号投資事業有限責任組合 100%
当社と特別支配株主の関係	
資本関係	アスパラントグループ SPC 5 号は、本日現在、当社株式を 1,592,039 株（株式所有割合：93.45%）所有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	アスパラントグループ SPC 5 号は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 本株式売渡請求の日程

売渡請求日	2019 年 2 月 7 日（木曜日）
当社取締役会決議日	2019 年 2 月 7 日（木曜日）

売 買 最 終 日	2019年3月6日(水曜日)
上 場 廃 止 日	2019年3月7日(木曜日)
取 得 日	2019年3月12日(火曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、4,200円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、アスパラントグループ SPC 5号より、本日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

アスパラントグループ SPC 5号は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき4,200円の金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2019年3月12日

(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

アスパラントグループ SPC 5号は、本株式売渡対価を、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)を貸付人とし、三井住友銀行及びその他の当事者との間で2019年1月31日に締結した金銭消費貸借契約書に基づく借入を原資として、現預金により支払うことを予定しております。

(6) 上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件(会社法第

179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本株式売渡対価は、2019年7月19日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本株式売渡対価の交付についてアスパラントグループ SPC5号が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、第二回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格(以下「第二回公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2018年11月1日開催の取締役会において、()電子機能材事業においては、当社の競争力の源泉であるめっき技術及び評価解析技術の拡充は必要不可欠と考えており、また、電気機能線材事業においては、今後の当該事業の維持・発展のためには、その主力工場である京都工場の移転を含めた土地・建物・設備への投資は必要不可欠と考えている中で、本取引を通じて、非上場の会社となることにより、短期的な業績に左右されることなく、中長期的な企業価値向上を目的とした主体的な研究開発や設備投資の実行が可能になり、AG2号投資事業有限責任組合による外部資本の導入によって、特に電子機能材事業における機動的な成長分野への投資が可能になること、()アスパラントグループのメンバーが有する経営支援経験及び業界経験・ネットワークを活用することにより、両事業の収益性・生産性の改善をより一層進めることを通じて、当社の企業価値を向上させることができること、また、アスパラントグループから取締役や監査役を受け入れ、アスパラントグループが有するネットワークを活用した人材面におけるサポートを受けることで、経営基盤の更なる拡充が可能になること、()よりよい「ものづくり」や企業の成長の維持・継続のために、新規分野や新規事業への投資を積極的に検討しており、また、安全・安心な職場作りや環境保全のための投資についても積極的に進めているところ、アスパラントグループの知見や広範なネットワークを活用することにより、上記取組みに対する検討スピードを加速することができることに加え、()FCM(Fine Chemical & Materials)の社名を体現すべく、高品質・高精細・高付加価値の表面改質技術及び機能材を社会に提供し、技術を重視する企業として、環境に配慮しつつ、人の未来と社会の発展に対して永続的に貢献することを目指している中で、当社独自で研究開発や設備投資を実行しているところ、今後、更なる企業価値向上を図るためには、当社の既存事業との事業シナジーが見込める新規

事業への取組み等が必要であると考えており、アスパラントグループの知見や広範なネットワークを活用することで、上記を目的としたM & Aや当社の既存事業との補完関係が見込める企業との業務提携等の構築の実現に向けて取り組むことができることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

また、第二回公開買付価格については、()本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「算定の概要」に記載されているS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)による当社株式の価値算定の結果のうち、第二回公開買付価格が市場株価法及び類似上場会社比較法により算出された株式価値のレンジの最大値を超えており、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)により算出された株式価値のレンジの中央値を超えていること、()第二回公開買付価格である4,200円は、第一回公開買付けの開始を公表した2018年11月1日の直近取引成立日である2018年10月30日のJ A S D A Qにおける当社株式の終値3,600円に対して16.7%、第一回公開買付けの開始を公表した2018年11月1日の前営業日である2018年10月31日までの過去1ヶ月間の終値平均値3,530円に対して19.0%、同日までの過去3ヶ月間の終値平均値3,510円に対して19.7%、及び同日までの過去6ヶ月間の終値平均値3,468円に対して21.1%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、()第二回公開買付価格を決定するに当たっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、当社とアスパラントグループSPC5号が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されていることから、第二回公開買付価格は当社の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

その上で、当社は、2018年11月1日開催の取締役会において、本取引に関して利害関係を有しない出席取締役の全員一致で、上記の各判断に基づき、同日時点における当社の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを決議いたしました。

そして、当社は、2018年12月11日開催の取締役会において、2018年11月1日開催の取締役会において決議した第二回公開買付けに係る当社の判断を変更する事情は特段ないと考えたため、上記判断を維持し、本取引に関して利害関係を有しない出席取締役の全員一致により、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。

その後、当社は、2019年1月31日、アスパラントグループSPC5号より、第二回公開買付けの結果について、当社株式651,439株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2019年2月6日(第二回公開買付けの決済の開始日)付で、アスパラントグループSPC5号の有する当社株式の株式所有割合は93.45%となり、アスパラントグループSPC5号は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、アスパラントグループSPC 5号より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本株式売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の取締役会において、(i)本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり理由から、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii)本売渡株式1株につき4,200円という本株式売渡対価は、第二回公開買付価格と同一の価格であること及び本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii)アスパラントグループSPC 5号は、本株式売渡対価を、三井住友銀行を貸付人とし、三井住友銀行及びその他の当事者との間で2019年1月31日に締結した金銭消費貸借契約書に基づく借入を原資として、現預金により支払うことを予定しており、当社としても、当該借入に関する融資証明書により、アスパラントグループSPC 5号による資金確保の方法を確認していること、及び、アスパラントグループSPC 5号によれば、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性は現在認識されていないことから、アスパラントグループSPC 5号による本株式売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)第二回公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、アスパラントグループSPC 5号からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会においては、監査役3名が出席し、当社の取締役会が上記の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち、新山晃生氏は、アスパラントグループSPC 5号との間で第一回公開買付け応募契約を締結していた古河電気工業株式会社(以下「古河電気工業」といいます。)の従業員を兼務しているため、本両公開買付けを含む本取引に関するいずれの当社取

締役会の意思決定においても、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本両公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてアスパラントグループ SPC 5 号との協議・交渉にも参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、第二回公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡株式対価は第二回公開買付け価格と同一であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、JASDAQに上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年3月6日まで整理銘柄に指定された後、2019年3月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、第二回公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 第一回公開買付け価格及び第二回公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びアスパラントグループ SPC 5 号は、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本株式売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においては、当社取締役のうち、新山晃生氏は、アスパラントグループ SPC 5 号との間で第一回公開買付け応募契約を締結していた古河電気工業の従業員を兼務しているため、本両公開買付けを含む本取引に関するいずれの当社取締役会の意思決定においても、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本両公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてアスパラントグループ SPC 5 号との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、以下の記述中のアスパラントグループ SPC 5 号において実施した措置等については、アスパラントグループ SPC 5 号から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社、古河電気工業及びアスパラントグル

ープ SPC 5 号から独立した、外部の有識者である弁護士の渡辺徹氏（北浜法律事務所・外国法共同事業）、公認会計士・税理士の新川大祐氏（北斗税理士法人）及び当社社外取締役の渡邊純二氏の 3 名から構成される第三者委員会を設置し、2018 年 9 月 25 日、当該第三者委員会に対し、（ ）本取引が当社の企業価値向上に資するか、（ ）本取引の手続は公正であるか、（ ）本取引において当社の少数株主が受領する対価の妥当性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本件諮問事項」といいます。）を諮問しました。なお、当社は、当初から上記の 3 名を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、2018 年 10 月 4 日から 2018 年 10 月 31 日までの間、合計で 7 回開催され、当社等から情報収集を行った上、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、（ ）アスパラントグループに対し、アスパラントグループ SPC 5 号による本取引の目的や本取引後の経営方針等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、（ ）当社に対し、本取引の目的や本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、（ ）S M B C 日興証券による株式価値算定の結果についての説明を受け、これについての質疑応答が行われたこと、（ ）本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われております。

第三者委員会は、これらの検討を前提として、2018 年 10 月 31 日に、当社の取締役会に対して、（ ）本取引が当社の企業価値向上に資するか、（ ）本取引の手続は公正であるか、（ ）本取引において当社の少数株主が受領する対価の妥当性の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないとする 2018 年 10 月 31 日付答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しました。

第三者委員会から受領した本答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

(i)本取引によって、(a)当社はアスパラントグループ SPC 5 号からの人材の派遣及びこれによってもたらされる各種の施策によりその生産性・収益性の向上が図れるほか、当社の個々の製品の分析に裏付けられた新規投資先の選定やその実施の面において、大きなシナジーを見込むことができること、(b)アスパラントグループ SPC 5 号による人事施策は当社の現状の方針と概ね合致していると解され、アスパラントグループ SPC 5 号による積極的な C S R 活動が予定されていること等を総合的に考慮すれば、本取引は当社の企業価値の向上に資するものである。なお、本取引においては、アスパラントグループ SPC 5 号はスクイーズアウトによって当社を完全子会社とすることを予定しているとのことであるが、これによって当社は、短期的な業績に左右されることなく、中長期的な企業価値向上を目的とした主体的な研究開発や設備投資の実行が可能になり、ひいては、将来、従前は受注が困難であった規模の案件の受注も見込まれるとのことであるから、スクイーズアウトによ

て完全子会社化することについても、当社の企業価値の向上に資するものである。

(ii)以下の検討の結果、本取引は、公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。(a) 第一回公開買付けに係る公開買付届出書において、本取引を実施するに至ったプロセス等についての充実した開示が行われること、 第一回公開買付けに係る公開買付届出書において、本取引に関して古河電気工業が有する利害関係の内容について充実した説明が行われること、 公開買付け後の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないこと、 本両公開買付けにより大多数の株式を取得した場合には、第二回公開買付価格と同一の価格を基準として完全子会社化を行う予定であることから、アスパラントグループ SPC 5 号により本取引に関して株主の適切な判断機会が確保されているといえること(b) 第三者委員会を設置した経緯を鑑みると、当社取締役会が第三者委員会の判断を尊重する可能性は相当高いこと、 利害関係を有する取締役を本取引の審議及び決議に一切参加させず、利害関係を有する者以外の取締役全員が本取引を承認し、また監査役全員が本取引に異議のない旨の意見を表明する予定であること、 本取引の法務アドバイザーとして、当社は弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選任し、本取引の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ていること、 当社は、アスパラントグループ SPC 5 号及び当社から独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券から株式価値算定書を取得していることから、意思決定過程において恣意性が排除されているといえること(c) 対抗的な買付けの機会を確保すべく、第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」といいます。）を比較的長期に設定していること、 対抗者が出現した場合に、当該対抗者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意（取引保護条項）等を行わないことから、価格の適正性を担保する客観的状況が確保されているといえること

(iii)(a) 第一回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「第一回公開買付価格」といいます。）については、アスパラントグループ SPC 5 号と古河電気工業との間で交渉を経て合意したものであり、古河電気工業のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、 少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることから、当社が価格の妥当性について意見を留保することは妥当であると考えられ、また、当社の少数株主が応募することが想定されていない以上、本答申書において第一回公開買付価格の妥当性に関して論ずることは不要である。

(b)第二回公開買付価格については、当社とアスパラントグループ SPC 5 号との間の複数回にわたる交渉の結果合意されたものであること、 株式価値算定書において採用されている市場株価法、類似上場会社比較法及び D C F 法の各算定手法・算定根拠は合理的であり、第二回公開買付価格が市場株価法及び類似上場会社比較法により算出された株式価

値のレンジの最大値を超えており、DCF法により算出された株式価値のレンジの中央値を超えていることから、本取引において当社の少数株主が受領する対価の妥当性が確保されている。

(iv) 上記()ないし()から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない。

なお、当社の取締役会は、第二回公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者委員会に対して本答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう2018年11月22日に再度諮問いたしました。第三者委員会は、2018年11月1日以降、2018年12月10日までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実に変更がないことを確認し、2018年12月10日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の確認書を提出しております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、アスパラントグループSPC5号から提示された第二回公開買付け価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、アスパラントグループSPC5号及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に当社株式の価値算定を依頼し、2018年10月31日付で、株式価値算定書を取得しました。SMB C日興証券は、アスパラントグループSPC5号及び当社の関連当事者には該当せず、本両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しません。なお、当社は、SMB C日興証券から第二回公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

SMB C日興証券は、当社株式の価値の算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値の算定を行っています。

SMB C日興証券は、当社がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して、当社株式の価値を算定しました。

SMB C日興証券が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値は以下のとおりです。

市場株価法	: 3,468 円 ~ 3,530 円
類似上場会社比較法	: 2,377 円 ~ 3,522 円
DCF法	: 2,977 円 ~ 4,538 円

市場株価法においては、評価基準日を第一回公開買付けの開始を公表した2018年11月1日の前営業日である2018年10月31日として、JASDAQにおける当社株式の同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値 3,530 円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値

3,510円、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値3,468円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を3,468円から3,530円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を2,377円から3,522円までと算定しております。

DCF法では、2018年10月31日時点における当社の2019年3月期から2024年3月期までの事業計画、及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を2,977円から4,538円までと算定しております。なお、SMB C日興証券が用いた事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

なお、当社の取締役会は、第一回公開買付けの開始後、本日時点までの状況を考慮しましたが、2018年10月31日付でSMB C日興証券が作成した株式価値算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、当該株式価値算定書は引き続き有効であると考えております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本両公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本両公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の留意点について、法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、SMB C日興証券から取得した2018年10月31日付株式価値算定書の内容、第三者委員会による本答申書の内容、及び大江橋法律事務所から受けた法的助言等を踏まえ、本両公開買付けを含む本取引の諸条件について、慎重に協議及び検討を行いました。

その上で、当社は、2018年11月1日開催の取締役会において、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定の過程及び理由」記載の各判断に基づき、新山晃生氏を除く出席取締役の全員の一致により、同日時点における当社の意見として、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議いたしました。

第二回公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社の取締役会は、第三者委員会に対して本答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう2018年11月22日に再度諮問いたしました。第三者委員会は、2018年11月1日以降、2018年12月10日までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実に変更がないことを確認し、2018年12月10日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の確認書を提出しております。

当社の取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 第二回公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、決議に参加した取締役の全員一致により、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けについての当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、本意見表明プレスリリースの「3. 第二回公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(1) 第二回公開買付けに関する意見の内容」に記載のとおり、2018年12月11日に開催された取締役会において、改めて第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することを決議いたしました。また、2018年11月1日及び2018年12月11日に開催の当社の取締役会においては、監査役3名が出席し、当社の取締役会が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

上記のいずれの当社取締役会決議も、当社取締役6名中、新山晃生氏を除く全ての取締役5名が出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されております。なお、当社取締役のうち、新山晃生氏は、アスパラントグループSPC5号との間で第一回公開買付け応募契約を締結していた古河電気工業の従業員を兼務しているため、本両公開買付けを含む本取引に関するいずれの当社取締役会の意思決定においても、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本両公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場においてアスパラントグループSPC5号との協議・交渉にも参加しておりません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、アスパラントグループSPC5号との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、アスパラントグループSPC5号は、第二回公開買付け期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しています。アスパラントグループSPC5号は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、当社の一般株主の皆様にも本両公開買付

けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてアスパラントグループ SPC 5 号以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本両公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

4．今後の見通し

本株式売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、アスパラントグループ SPC 5 号及び当社との間で協議・検討していく予定です。

5．支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

アスパラントグループ SPC 5 号は、当社の支配株主（親会社）であるため、本株式売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2018 年 6 月 21 日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社と取引を行う場合には、市場等の客観的情報に基づき、合理的かつ適正、適法にこれを行うことを方針としております。また、事業の運営に当たり、親会社からの自立性を保ち、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行う場合には、取締役会および経営会議において多面的に議論し、これを決定することとしております。」と示しているところ、本株式売渡請求に係る承認への適合状況は以下のとおりです。

当社は、上記「3．本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3．本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2018 年 10 月 31 日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を手入しております。また、当社の取締役会は、第二回公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者委員会に対して本答申書の内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合に

は変更後の意見を述べるよう 2018 年 11 月 22 日に再度諮問いたしました。第三者委員会は、2018 年 11 月 1 日以降、2018 年 12 月 10 日までの状況を考慮しましたが、本答申書に影響を与える前提事実に変更がないことを確認し、2018 年 12 月 10 日、当社の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の確認書を提出しております。詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該答申書が、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上